

東日本医科学生体育連盟規約

(昭和38年4月1日)

改正 昭和38、昭和41、昭和43、昭和45、昭和46、昭和57、昭和59、平成5、平成6年、平成28年、平成29年

第1章 総 則

第1条（名称）この連盟は、東日本医科学生体育連盟と称する。

第2条（目的）この連盟は、医学生間におけるスポーツの奨励と、加盟大学相互連絡ならびに親睦融和をはかり、学生スポーツの発展に寄与することを目的とする。

第3条（事業）この連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 東日本医科学生総合体育大会（以下「東医体」という。）の開催
- (2) 記録の収録、保存
- (3) その他この連盟の目的達成に必要と認めた事業

第4条（事業年度）この連盟の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

第5条（組織）この連盟は、東日本に所在する医科大学、医科大学校および大学医学部医学科ならびに大学医学群（以下「加盟大学」という。）で組織する。

第6条（事務所）この連盟は、事務所を、東医体を主管とする主管グループ代表校（以下「主管代表校」という。）内におく。また事務所に事務局を設置する。

第2章 役員等

第7条（役員）この連盟に、次の役員をおく。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 理事
- (4) 評議委員
- (5) 会計監査委員

第8条（会長）会長は、1名とし、加盟大学の学長、学校長、医学部長、医学群長またはこれに準ずる者から当該主管代表校の該当者をもってあてる。

- 2 会長は、この連盟を代表し、これを総理する。

第9条（副会長）副会長は、4名とし、会長が指名する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位に従いその職務を代理し、またはその職務を行う。

第10条（理事）理事は、各加盟大学1名とし、加盟大学から推薦された教授またはこれに準ずるものとする。ただし、当該主管代表校は、2名推薦することができる。

- 2 理事のうち1名を理事長とし、加盟大学の理事から当該主管代表校の該当者をもってあてる。
- 3 理事長は、会長の命をうけ、この連盟の業務を掌理する。
- 4 理事は、当該加盟大学を代表する。

第11条（評議委員）評議委員は、各加盟大学1名とし、加盟大学から推薦された学生とする。ただし、当該主管代表校は、3名推薦することができる。

- 2 評議委員のうち1名を評議委員長とし、加盟大学の評議委員から当該主管代表校の該当者をもってあてる。
- 3 評議委員長は、この連盟の業務を執行する。
- 4 副評議委員長は、1名とし、評議委員長が指名する。
- 5 副評議委員長は、評議委員長を補佐し、評議委員長に事故あるとき、または欠けたとき、その職務を代理し、またはその職務を行う。
- 6 評議委員は、当該加盟大学の学生を代表する。

第12条（会計監査委員）会計監査委員は、主管代表校及び、競技主管校が各2名ずつ、計8名を加盟大学の学生から選出し、評議委員会において選任する。

- 2 会計監査委員は、会計監査をし、その結果を評議委員会および理事会に報告しなければならない。

第13条（役員任期）この連盟の役員任期は、1年とし、事業年度に準ずる。

- 2 役員が欠けた場合、補佐役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第14条（参与）この連盟に、参与をおくことができる。

- 2 参与は、各加盟大学1名とし、学長、学校長、医学部長、医学群長またはこれに準ずる者が、評議委員会および理事会の承認を得て就任する。
- 3 参与の任期は、理事の任期に準ずる。

第15条（顧問）この連盟に、顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、評議委員会および理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この連盟の重要な業務に関し、その諮問に答える。
- 4 顧問の任期は、委嘱のときに始まり会長の任期に準ずる。

第3章 会 議

第16条（会議）この連盟に、次の会議をおく。

- (1) 理事会
- (2) 評議委員会

第17条（理事会およびその構成）理事会は、この連盟の最高議決機関であり、会長、副会長、理事（以下「理事会構成員」という。）で構成する。

- 2 理事長は、理事会を代表し、その議長となる。

第18条（理事会召集）定例理事会は、理事長が、毎年2回、これを召集する。

- 2 臨時理事会は、理事長が、必要と認めた場合、これを召集できる。また理事長は、理事会構成員の3分の1以上による要請があれば、これを召集しなければならない。
- 3 理事会を召集するには、理事会構成員に対し、開催場所および日時ならびに会議に付議する事項を書面または電子メールにより会議の15日前までに通知しなければならない。

第19条（理事会定足数および議決）理事会は、理事会構成員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することはできない。ただし、委任状提出者は、定足数に加える。

- 2 理事会の議決権は、理事が有し、各加盟大学につき1票とする。ただし、委任状による代理出席者がある場合は、理事として議決に加わることができるが、議長に議決権はない。
- 3 理事会の議事は、出席理事の過半数で決し、可否同数のときのみ、議長の決するところによる。

第20条（理事会審議および報告事項）理事会審議および報告事項は、次のとおりとする。

- (1) 役員等の承認
- (2) 評議委員会の審議および報告事項
- (3) その他重要事項

第21条（評議委員会およびその構成）評議委員会は、この連盟の議決機関であり連盟の諸問題を審議する会議である。

- 2 評議委員会は、評議委員で構成する。
- 3 評議委員長は、評議委員会を代表し、その議長となる。

第22条（評議委員会召集）定例評議委員会は、評議委員長が毎年2回、これを召集する。

- 2 臨時評議委員会は、評議委員長が、必要と認めた場合、これを召集できる。また評議委員長は、評議委員の3分の1以上による要請があれば、これを召集しなければならない。
- 3 評議委員会を召集するには、評議委員に対し、開催場所および日時ならびに会議に付議する事項を書面または電子メールにより会議の15日前までに通知しなければならない。

第23条（評議委員会定足数および議決）評議委員会は評議委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、委任状提出者は定足数に加える。

- 2 委任状の委任先は議長または自大学代理出席者に限る。
- 3 委任状の提出先は議長に限る。
- 4 評議委員会の議決権は、評議委員が有し、各加盟大学につき1票とする。ただし、委任状の委任先が自大学代理出席者のばあい、自大学代理出席者は議決権を有する。議長は委任される委任されないにかかわらず、議決権を有さない。
- 5 評議委員会の議事は、自大学代理出席者を含めた議場に出席している評議委員の過半数で決し、可否同数のときのみ議長の決するところによる。

第24条（評議委員会審議および報告事項）評議委員会の審議および報告事項は、次のとおりとする。

- (1) 東医体の開催に必要な事項
- (2) 出場選手の資格
- (3) 主管大学の決定
- (4) 大学の新規加盟および脱退
- (5) 役員等の承認
- (6) グループ内会議の報告事項
- (7) 予算
- (8) 決算
- (9) 会計監査
- (10) その他主要事項

第25条（小委員会）この連盟は、必要に応じて評議委員会内に小委員会を設けることができる。

2 小委員会に必要な事項は、別に定める。

第4章 事務局

第26条（事務局）事務局は、評議委員会の意向を受けて、この連盟の事務を執行する。

2 事務局の執行する事務は、次のとおりとする。

- (1) 理事会および評議委員会等の事務に関すること
- (2) 予算の編成
- (3) 会計
- (4) 決算書の作成
- (5) 新規加盟および脱退手続
- (6) 記録の収録、保存
- (7) その他必要事項

第27条（事務局構成）事務局は、事務局長、副事務局長、会計、事務員等（以下「事務局構成員」という。）で構成する。

- 2 事務局長は、評議委員長が兼任する。
- 3 副事務局長は、副評議委員長が兼任する。
- 4 会計、事務員等は、事務局長が指名する。
- 5 事務局構成員は、評議委員会および理事会の承認を得て就任する。

第28条（事務局構成員任期）事務局構成員の任期は、評議委員長の任期に準ずるものとし、その任務終了までの職務を執行しなければならない。

第5章 会計

第29条（経費）この連盟の経費は、連盟費、加盟費、その他の収入をもってあてる。

2 連盟費、加盟費等については、別に定める。

第30条（会計年度）この連盟の会計年度は毎年4月1日から3月31日までとする。

第31条（予算）この連盟の予算は、当該事務局によりこれを編成し、評議委員会および理事会の議決を経なければならない。

第32条（決算）この連盟の決算事務は、当該事務局が行う。当該事務局は、決算書を、当該会計監査委員による監査報告とともに、次年度の第1回定例評議委員および定例理事会に提出しなければならない。

2 会計上の責任は、次年度の第1回定例評議委員会および定例理事会に決算書が提出されるまで、当該事務局が負うものとする。

第6章 加盟および脱退

第33条（新規加盟）この連盟への加盟を希望する大学は、所定の手続きにより、連盟に加盟申請をし、評議委員会および理事会双方の承認を得るものとする。

2 加盟申請に必要な事項は事務手続規定第3条に定める。

第34条（脱退）この連盟から脱退を希望する大学は、所定の手続きにより、連盟に脱退申請をし、評議委員会および理事会双方の承認を得るものとする。

2 脱退申請に必要な事項は事務手続規定第4条に定める。

第7章 罰則

第35条（罰則）加盟大学が、連盟規約に違反したと思われるときは、評議委員会内に調査委員会を設けてこれを調査し、その報告に基づいて評議委員会および理事会の決議により懲罰を加えることができる。

第8章 解散

第36条（解散）この連盟の解散は、評議委員会総数の3分の2以上の賛成を得、かつ理事総数の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第9章 全日本医科学生体育大会協議会

第37条（全日本医科学生体育大会協議会）東日本医科学生体育連盟と西日本医科学生体育連盟の間に全日本医科学生体育大会協議会（以下「全医体」という。）を設置する。

- 2 全医体協議会は、全日本医科学生体育大会王座決定戦を行う、
- 3 全日本医科学生体育大会王座決定戦に必要な事項は、別に定める。

第10章 改正

第38条（改正）東日本医科学生体育連盟規約（以下「連盟規約」という。）を改正するときは、評議委員会および理事会の議決を経なければならない。

第11章 雑則

第39条（連盟旗）この連盟に、連盟旗をもうける。

2 連盟旗は、昭和38年度第2回定例評議会において制定されたものとする。

第40条（事務手続）この連盟に関する事務手続は、別に定める。

第41条（施行細則）この連盟規約の施行についての詳細、その他この連盟の管理および運営に関し必要な事項は、評議委員会および理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規約は、昭和38年4月11日から施行する。

附 則

この規約は、昭和59年7月24日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第24条(6)については平成6年4月1日より、その適用を認める。

附 則

この規約は、平成28年4月25日から施行する。

（平成5年4月18日・11月7日、平成6年4月17日・7月24日・11月13日、平成28年4月24日 一部改正）

事務手続規程

（昭和59年7月24日）

第1条（趣旨）この規程は、東日本医科学学生体育連盟規約（以下「連盟規約」という。）第40条に基づき、この連盟の事業を達成するために必要な事務手続を定めるものとする。

第2条（加盟大学の届出）各加盟大学の評議委員は、毎年2月末日までに、次にあげる事項を次年度事務局長（予定者）の指示に従い、文書をもって届け出なければならない。

- (1) 大学名
- (2) 所在地
- (3) 連絡場所および電話番号
- (4) 学長、学校長、医学部長または医学群長の氏名
- (5) 次年度理事（予定者）の氏名
- (6) 次年度評議委員（予定者）の氏名およびその連絡場所と電話番号
- (7) その他必要事項

第3条（新規加盟手続）この連盟へ加盟を希望する大学は、連盟規約第33条により、次に掲げる事項を当該事務局長の指示に従い、会長まで文書をもって届け出なければならない。

- (1) 大学名
- (2) 所在地
- (3) 連絡場所および電話番号
- (4) 学長、学校長、医学部長および医学群長の氏名
- (5) 理事の候補者の氏名
- (6) 学生代表の氏名およびその連絡場所と電話番号
- (7) その他必要事項

2 新規加盟が、連盟規約第33条により、認められたときには、前条各号を当該事務局長まで文書をもって届け出なければならない。

第4条（脱退手続）この連盟から脱退を希望する大学は、連盟規約第34条により、次に掲げる事項を当該事務局長の指示に従い、会長まで文書をもって届け出なければならない。

- (1) 脱退の理由
- (2) 大学名
- (3) 連絡場所および電話番号
- (4) 学長、学校長、医学部長および医学群長の氏名
- (5) 理事の氏名
- (6) 評議委員の氏名およびその連絡場所と電話番号
- (7) その他必要事項

附 則

この規程は、昭和59年7月24日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月25日から適用する。

(平成5年4月18日・11月7日、平成28年4月24日・11月13日 一部改正)

小委員会規程

第1条（目的）小委員会は、東日本医科学生体育連盟規約第25条に基づき、この連盟において特に必要があると認められた事項を協議することを目的とする。

第2条（構成）小委員会の構成は、次に掲げる主管代表校の評議委員および大会運営を行う学生とする。

- (1) 前年度主管代表校
- (2) 当年度主管代表校
- (3) 次年度主管代表校

第3条（召集）小委員会は、当該評議委員長が、必要と認めた場合、これを召集できる。

第4条（議長）小委員会の議長は、当該評議委員長とする。

- 2 議長は、小委員会の経過および結果を、評議委員会に報告しなければならない。

附 則

この規程は、昭和59年7月24日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から適用する。(平成5年4月18日 一部改正)

東日本医科学生総合体育大会規約

昭和38年4月1日

前 文

東日本医科学生体育連盟は、我々医学生および今後の医学生のために、スポーツを通じた協和と学生スポーツの発展を目的とし、東日本医科学生総合体育大会の永続的開催をここに宣言する。

東日本医科学生総合体育大会は、学生の自発的総意によるものであり、先人の総意と叡知、不断の努力によって築かれて来た。是を受け継ぎ我々は、大会の多様化による負担増加を防止し、組織の拡大に伴う運営困難に際しては柔軟な対応を以て、円滑な大会運営が行われるよう努めなければならない。大会開催は、自由の尊重と規律の自覚に基づくものであり、すべての医学生はその福利と研鑽のもとたす恵沢に属するものとする。

ここに我々医学生は、東日本医科学生総合体育大会の公正と奮闘を念願し、全力をあげてこの理想と目的を達成することを誓う。

第1章 名 称

第1条 本大会を東日本医科学生総合体育大会と称する。

第2章 目 的

第2条 本大会は東日本医科学生体育連盟規約（以下連盟規約という）第2条の目的を達成するため、連盟の規程ののっとり行われる。

第3章 構 成

第3条 削除

第4章 出場資格

第4条 本大会は東日本医科学生体育連盟所属の医学生であって、本大会に登録した者がその資格を有する。

第5章 役員および組織

第5条 本大会は次の役員および組織をおく。

1. 大会長1名 2. 副大会長 若干名 3. グループ委員 4. グループ内会議 5. 運営委員長
6. 運営委員会 7. 競技実行委員会 8. 主将会議

第6条（大会長）大会長は連盟理事会にて決定される。

第7条（副大会長）副大会長は大会長の指名による。

第8条

- 1 （グループ委員）主管グループ各大学にグループ委員を置く。グループ委員は、主管グループ各大学より推薦された学生とし、その届出は文書をもって行うものとする。ただし、主管代表校は2名推薦することができる。グループ委員の任期は、主管前々年度4月1日より主管前々年度3月31日までとする。
- 2 （グループ委員長）グループ委員のうち1名をグループ委員長とし、主管代表校のグループ委員をもってあてる。

- 3 (グループ内会議) グループ内会議に必要な事項は、別に定める。
- 4 (運営本部) 主管代表校に、運営本部を設置する。運営本部は、本大会運営に関する総括的事業を行う。
- 5 (運営部) 主管代表校を除く主管グループ各大学に、運営部を設置する。
- 6 (運営委員長) 運営委員長は、運営本部長が兼任する。運営委員長の任期は、運営委員会の事業年度に準ずる。
- 7 (運営委員会) 運営委員会は、運営本部および運営部によって構成される。運営委員会は、当該主管年度に大会を開催するものとする。

第9条 (競技実行委員会) 競技実行委員会は原則として主管大学の当該運動部が組織し、その競技の大会の運営を行う。

第10条 (主将会議) 主将会議は各競技参加主将によって構成される。

第6章 会 計

第11条 各競技会計は、独立採算制を原則とするが、必要に応じて連盟基金からの援助金を予算に組み込むことができるものとし、会計は各競技実行委員が行う。運営委員会は本大会の総括的会計を行い、競技会計に関しては、連盟基金からの援助金の配分および各競技会計全般に関する総括的責任を負う。

第12条 運営委員会は予算を作成し、評議委員会および理事会の承認を得なければならない。

第13条 運営委員会は大会予算書を作成し、連盟会計監査委員の承認を経た後、運営委員会の任期終了後ただちに評議委員会および理事会の承認を得なければならない。

第7章 総合補償制度

第14条 本大会の開催にあたっては総合補償制度を施行する。

第15条 (目的) 本制度は本大会の開催の安全を補償の面で強化しようというものである。

第16条 本制度の施行は東日本医科学生総合体育大会総合補償制度運用規約による。

第17条 総合補償制度運用規約は別にこれを定める。

補 則

他制度も適用できる。

第8章 競 技

第18条

- 1 本大会の主催する競技は、以下の通りとする。

陸上、硬式野球、準硬式野球、テニス、ソフトテニス、卓球、バレーボール、バドミントン、サッカー、バスケットボール、柔道、剣道、弓道、空手道、水泳、ヨット、ボート、馬術、ラグビー、ハンドボール、ゴルフ、スキー、アイスホッケー

付 山岳、相撲、少林寺、スピードスケートの開催は主管代表校の自由意志とする。

- 2 男子部門と女子部門がある競技は、以下の通りとする。

陸上、テニス、ソフトテニス、卓球、バレーボール、バドミントン、バスケットボール、空手道、スキー、ゴルフ

男女合同部門がある競技は、以下の通りとする。

硬式野球、準硬式野球、サッカー、柔道、剣道、弓道、ヨット、ボート、馬術、ラグビー、スピードスケート、ハンドボール、アイスホッケー、水泳

- 3 大会の主管する部門の中で、5大学以上の参加登録のある部門に得点が得られる。

第19条 (新規競技参加)

- 1 新規競技の参加は、5大学以上の参与、理事、評議委員、相当クラブの主将の連盟の書面による要請に基づき、連盟評議委員会および理事会の承認を必要とする。承認が得られた場合、その後3年間オープン競技として参加することが出来る。3年経た段階で再度、評議委員会及び理事会の審査、承認を経て正式競技として認められる。
- 2 現行競技の削減は、運営委員会もしくは評議委員会の要請に基づき、連盟評議委員会および理事会の承認を必要とする。

第20条 第18条第2項による部門の構成の変更は、運営委員会もしくは評議委員の要請に基づき、連盟評議委員会および理事会の承認を必要とする。

第21条 各競技の主将会議において、当該競技を主管可能な運動部を有する大学が、グループ内に存在しないと認められた場合を、当該競技がグループ内で開催不可能であるという。

第22条

- 1 グループ内にて開催不可能な競技は、主将会議において移管委託校を推薦することができる。
- 2 グループ内にて開催不可能な競技は、前年度連盟評議委員会および理事会の承認を経た後、移管委託校に開催予定および運営を任せることができる。移管が決定した場合、主管代表校はただちに移管校の参与、理事、評議委員および移管競技の責任者(相当クラブの主将等)に、それぞれ文書をもってその旨通知しなければならない。

第23条 各競技は主管校の意思を尊重し、各競技別の主将会議の決定に添って行われる。

第9章 表 彰

- 第24条（総合優勝）本大会の男女総合順位は全部門の合計得点によって、女子総合順位は第18条に記した女子部門の合計得点によって、総合優勝を決定する。ただし得点数の同点の場合は優勝部門の多いものを総合優勝とする。
- 2 前項但し書により優勝部門の同数の場合は準優勝部門の多いものを、これで決定しない場合は優勝を分け与える。
 - 3 得点計算は、参加部門登録時の大学数に従い、下記の通りとするが、実際出場しなかったものは得点を与えない。次の表に従い、部門別点数を決定する。得点は参加校5校ごとに下表のようにし、その配分方法は主将会議に一任する。

参加校数	得 点
5～9	5
10～14	10
15～19	15
20～24	20
25～29	25
30～34	30
35～39	35

- 4 種目が複数の部門で、一部の種目が中止になった場合、その部門における優勝の決定は主将会議に一任し、部門の優勝が決定されない場合は、本大会の総合成績決定にはその部門は含めない。

第25条（部門別優勝）各部門をもって表彰し、優勝大学にはカップを授与し、表彰する。

第26条（総合表彰）

- (1) 男女総合優勝大学には、優勝旗、カップ、トロフィー賞状をもってこれを表彰し、総合第2位、第3位にはカップ、賞状をもってこれを表彰する。
- (2) 女子部門優勝校にはカップ、賞状をもってこれを表彰し、総合第2位、第3位には賞状をもってこれを表彰する。

第27条 全ての優勝旗、カップ、トロフィーは翌年の大会までこれを保持し、優勝カップはこれを5年連続獲得した場合は永久に与える。

第10章 罰 則

第28条 本大会規約の各条項に違反した場合には、連盟規約第35条により罰則を与えることができる。

- 2 ただし本大会規約第4章出場資格、第4条に違反した場合の罰則については別に定める。

第11章 雑 則

第29条（改正）本大会の規約改正には評議委員会および理事会の議決を経てこれを決定する。

第30条（細則）本大会の施行に必要な細則は評議委員会の議決を経てこれを決定する。

第31条（競技別大会旗）各競技に競技別大会旗を設ける。

（平成4年7月第2回理事会承認）

第12章 附 則

第32条 本大会の加盟校を以下の9グループに分ける

Aグループ：日本大学医学部	埼玉医科大学
群馬大学医学部	順天堂大学医学部
Bグループ：東北大学医学部	帝京大学医学部
自治医科大学	獨協医科大学 東北医科薬科大学医学部
Cグループ：北里大学医学部	東海大学医学部
千葉大学医学部	東京大学医学部 国際医療福祉大学医学部
Dグループ：東京女子医科大学医学部	横浜市立大学医学部
信州大学医学部	東京慈恵会医科大学
Eグループ：秋田大学医学部	山形大学医学部
福島県立医科大学医学部	岩手医科大学医学部
Fグループ：防衛医科大学校	杏林大学医学部
新潟大学医学部	日本医科大学
Gグループ：東京科学大学医学部	聖マリアンナ医科大学
筑波大学医学群	昭和医科大学
Hグループ：山梨大学医学部	東邦大学医学部
東京医科大学	慶應義塾大学医学部

I グループ：旭川医科大学

弘前大学医学部

札幌医科大学

北海道大学医学部

本大会はグループ主管制によって開催され、その順序はAグループ、Bグループ、Cグループ、Dグループ、Eグループ、Fグループ、Gグループ、Hグループ、Iグループとする。

また、主管代表校は以下の順にローテーションするものとする。ただし、113回大会以降の主管代表校は、西暦2067年までに評議委員会および理事会の議決を経てこれを決定しなければならない。

第66回	2023年	Aグループ：順天堂大学医学部
第67回	2024年	Bグループ：獨協医科大学
第68回	2025年	Cグループ：東京大学医学部
第69回	2026年	Dグループ：東京慈恵会医科大学
第70回	2027年	Eグループ：岩手医科大学医学部
第71回	2028年	Fグループ：日本医科大学
第72回	2029年	Gグループ：昭和医科大学
第73回	2030年	Hグループ：慶應義塾大学医学部
第74回	2031年	Iグループ：北海道大学医学部
第75回	2032年	Aグループ：日本大学医学部
第76回	2033年	Bグループ：東北医科薬科大学医学部
第77回	2034年	Cグループ：国際医療福祉大学医学部
第78回	2035年	Dグループ：東京女子医科大学医学部
第79回	2036年	Eグループ：秋田大学医学部
第80回	2037年	Fグループ：防衛医科大学校
第81回	2038年	Gグループ：東京科学大学医学部
第82回	2039年	Hグループ：山梨大学医学部
第83回	2040年	Iグループ：旭川医科大学
第84回	2041年	Aグループ：埼玉医科大学
第85回	2042年	Bグループ：東北大学医学部
第86回	2043年	Cグループ：北里大学医学部
第87回	2044年	Dグループ：横浜市立大学医学部
第88回	2045年	Eグループ：山形大学医学部
第89回	2046年	Fグループ：杏林大学医学部
第90回	2047年	Gグループ：聖マリアンナ医科大学
第91回	2048年	Hグループ：東邦大学医学部
第92回	2049年	Iグループ：弘前大学医学部
第93回	2050年	Aグループ：群馬大学医学部
第94回	2051年	Bグループ：帝京大学医学部
第95回	2052年	Cグループ：東海大学医学部
第96回	2053年	Dグループ：信州大学医学部
第97回	2054年	Eグループ：福島県立医科大学医学部
第98回	2055年	Fグループ：新潟大学医学部
第99回	2056年	Gグループ：筑波大学医学群
第100回	2057年	Hグループ：東京医科大学
第101回	2058年	Iグループ：札幌医科大学
第102回	2059年	Aグループ：順天堂大学医学部
第103回	2060年	Bグループ：自治医科大学
第104回	2061年	Cグループ：千葉大学医学部
第105回	2062年	Dグループ：東京慈恵会医科大学
第106回	2063年	Eグループ：岩手医科大学医学部
第107回	2064年	Fグループ：日本医科大学
第108回	2065年	Gグループ：昭和医科大学
第109回	2066年	Hグループ：慶應義塾大学医学部
第110回	2067年	Iグループ：北海道大学医学部
第111回	2068年	Bグループ：獨協医科大学
第112回	2069年	Cグループ：東京大学医学部

第33条（実施）本大会規約は昭和38年4月1日をもって発効するものとする。

2 本大会規約は、第39回大会より適用する。

（平成5年4月18日・7月25日、平成6年4月17日・7月24日、平成9年11月2日、平成10年11月1日、平成11年4月18日・11月7日、平成12年4月30日、平成14年11月16日、平成16年4月25日、平成28年11月13日、平成29年11月19日、令和8年4月26日 一部改正）

罰 則 規 程

第1条（趣旨）東日本医科学学生総合体育大会規約第4章出場資格、第4条に違反したクラブに対し適切に懲罰を与えるために必要な手続きを定めるものとする。

第2条（懲罰の対象）東日本医科学学生総合体育大会規約第4章出場資格、第4条に違反したクラブを懲罰の対象とする。

第3条（調査委員会）調査委員会は、参加クラブが大会規約第4章出場資格、第4章に違反したと思われる疑惑が発生したときに設置され、事実関係を調査する機関である。

1 調査委員会は大会役員、主管校評議委員、競技実行委員で構成される。

2 調査委員長は評議委員長、運営本部長・運営部長、競技実行委員長のいずれかが兼務する。

3 調査委員会は事実関係を調査し、違反が判明した場合、直ちに運営本部長にそれを報告する。

第4条（懲罰の執行）懲罰の執行は運営本部長の権限で行われ、第5条、第6条に従って執行される。

第5条（失格、及び試合成績の抹消）調査委員会の調査に拠り、違反の事実が明らかとなった場合、以下のとおり違反を行ったクラブは失格となり、試合成績が抹消される。

1 （団体トーナメント戦）違反が発覚した試合、或いは違反が発覚する直前におこなわれた試合は不戦敗とし、違反を行ったクラブの全ての試合成績は抹消される。

2 （団体リーグ戦）違反を行ったクラブはリーグ戦全敗とし、リーグ内順位を最下位とする。

3 （個人トーナメント戦）違反を行った選手の所属するクラブの参加選手は全員失格となり、違反が発覚した試合、或いはその直前の試合は不戦敗とし、全ての試合成績は抹消される。

4 （個人リーグ戦）違反を行った選手の所属するクラブの参加選手全員が失格となり、全員がリーグ戦全敗とし、リーグ内順位を最下位とする。

5 （その他の形式の試合）違反を行った選手の所属するクラブの参加選手は全員失格となり、違反が発覚した試合、或いは不正が発覚する直前におこなわれた試合は不戦敗とし、全ての試合成績は抹消される。

第6条（大会参加資格の剥奪）違反を行ったクラブに対しては、次年度を含め4年以下の参加資格剥奪が行われる。

第7条（大会参加資格の復活）参加資格が剥奪されたクラブは以下のいずれかの条件で、参加資格を再び得ることができる。

1 違反が行われた大会の次次年度以降の主将会議にて、満場一致で大会参加が承認され、さらに評議委員会、理事会いずれにおいても過半数で大会参加が承認された場合。

2 大会参加資格が剥奪されてから4年経過している場合。

第8条（報告）懲罰が実施された場合、調査委員会はその内容を随時、評議委員会、理事会にて報告をしなければならない。

附 則

本規程は、第46回大会より適用する。

グループ内会議規程

第1条（目的）グループ内会議は、東日本医科学学生総合体育大会規約第8条3項に基づき各グループ内での競技の振り分けを決定することを目的とする。

第2条（構成員）以下のようにする。

主管代表校－グループ委員長 各競技主管校－グループ委員
－グループ委員

第3条（召集）グループ委員長が必要と認めた場合、これを召集出来る。ただし主管前々年度には、競技振り分けのグループ内会議を開かなければならない。

第4条（議長）グループ内会議の議長は、グループ委員長とする。

2 議長は、グループ内会議の経過および結果を、評議委員会および理事会に報告しなければならない。

第5条（グループ内会議定足数）グループ内会議は、各構成大学全校のグループ委員の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、委任状提出者は、定足数に加える。

2 委任状の委任先は議長または自大学代理出席者に限る。

- 3 委任状の提出先は議長に限る。
 - 4 グループ内会議の議決権は、グループ委員が有し各構成大学1票とする。ただし、委任状の委任先が自大学代理出席者の場合、自大学代理出席者は議決権を有する。
 - 5 グループ内会議の議事は、自大学代理出席者を含めた議場に出席しているグループ委員の過半数で決し、可否同数のときのみ議長の決するところによる。
- 第6条（議決権）グループ内会議は、主管競技の振り分けに対してのみ最終決定権をもつ。ただし、原則としては主管競技はグループを構成している各大学で均等に振り分けることとする。
- 2 議決した事項に関して、評議委員および理事会に報告し、承認を得る。
 - 3 各大学は、グループ内会議の決定権を遵守する。

附 則

この規程は、第39回大会より適用する。

東日本医科学生体育連盟基金制度規約

第1章 設 立

- 第1条 本連盟に東日本医科学生連盟基金制度を設ける。
- 第2条 本制度の基金は、第22回夏季大会の運営委員会収支の残額をもって設立する。
- 第3条 本制度の基金は運営委員会収支の残額を繰り入れ、これに充てるものとする。

第2章 目 的

- 第4条 本基金は次の目的を達成するために使用する。
- 1 東日本医科学生総合体育大会の開催における援助
 - 2 記念誌発行
 - 3 その他、連盟目的達成上必要と認めた事項

第3章 運 用

- 第5条 第4条1の目的のための本基金の運用にあたっては、必要な金額を東医体運営委員会、並びに、各競技の予算の中に援助金として組み込むものである。ただし、実際の運用に際しては、『東日本医科学生体育連盟基金適正化についての細則』を踏まえて行うこと。
- （平成16年4月25日 一部改正）
- 第6条 第4条2・3の目的のために本基金を使用する場合には、小委員会（東日本医科学生体育連盟規約小委員会規程）により、予算、内容についての原案を討議した後、評議委員会および理事会の承認を得なければならない。
- 第7条 本基金の運用、保管責任者は当該年度の運営委員長とする。
- 第8条 本基金運用における報告書は、大会終了後の評議委員会および理事会に報告を提出し、承認を得る。

附 則

本制度の発効は、第25回大会よりとする。

附 則

本制度の発効は、第39回大会よりとする。（平成5年4月18日 一部改正）

附 則

本制度の発効は、第45回大会よりとする。（平成13年11月24日 一部改正）

東日本医科学生体育連盟基金制度規約の細則

前 文

現在、東日本医科学生体育連盟基金（以下、連盟基金と略称）は、適正額とされる¥6,000,000～¥7,000,000達しこれを維持するためには、以下の“覚書”を踏まえた運用をするものとする。

覚 書

第1章 目 的

- 第1条 本覚書は、連盟基金適正額の維持のために、今後数年間において生じる様々な問題に対して、連盟基金の運用、並びに、その適正額の維持に関して、一定の基準を持たせることを目的とするものである。

第2章 細 目

- 第2条 年額¥1,000,000を上限額とし、競技補助金として連盟予算から競技予算に組み込むものとする。
- ただし、例外として評議委員会・理事会の承認を得た場合に関しては、年額¥1,000,000を超える競技補助金の申請も認められることとする。
- 第3条 連盟予算の不足分には『東日本医科学生体育連盟基金制度規約 第2章 目的』のために連盟基金を充てるも

のとする。

第4条 連盟事務局会計、運営本部財務局局長は、予算作成に際して、連盟基金の運用が最大限効率的に行われるよう、運営委員会への配分と各競技への配分に際し最大限の配慮をする義務を負う。

第5条 競技補助金を申請する競技は、予算案作成において、

(1) 連盟から援助を受けない場合の予算案

(2) 連盟から援助を受ける場合の予算案

の2通りの予算案を作成し、小委員会・定例評議委員会・定例理事会において、(1)と(2)の相違点等について説明を行い、承認を得るものとする。

第6条 第5条における(2)の予算案が承認された競技において、連盟からの競技補助金に未使用の余剰金が生じた場合、決算時までその余剰金を連盟に返還しなければならない。

第7条 第5条における(2)の予算案が承認された競技において、運営本部の判断により、連盟からの競技補助金が交付の決定の内容に従って執行されていないと認めるときは、交付された競技補助金の全額あるいは一部を連盟に返還することを命ずることができる。さらに、競技補助金の使用が不正と認められる場合には、その競技に対して次年度以降の競技中止を命ずることができる。中止となった競技が次年度以降の大会において復帰するための条件としては、定例評議委員会・定例理事会において過半数で承認された場合に限ることとする。

第8条 運営本部財務局局長は、次年度第1回小委員会・定例評議委員会・定例理事会において当年度の連盟予算における収支報告を詳細に行う義務を負う。

第3章 改訂

第9条 本覚書の改訂に関しては、小委員会・評議委員会・理事会の承認を得なければならない。

第4章 実施

第10条 本覚書は、第59回大会から、第62回大会まで有効とする。

(平成26年11月23日改正)

競技補助金制度規約

(平成26年11月23日)

(1)目的

この案は、競技補助金の申請に関する基本方針を決定することで、競技補助金の不適切な申請と不正な使用の防止、各競技予算案作成の適正化を目的とする。

(2)財源

東日本医科学生体育連盟より支出する。ただし、競技補助金交付額の上限は、各競技の申請額を合計し、年額¥1,000,000とする。例外として定例評議委員会・定例理事会の承認を得た場合に関しては、年額¥1,000,000を超える競技補助金の申請も認められることとする。

(3)競技補助金の分配

競技補助金交付額の上限は、各競技の申請額を合計し年額¥1,000,000と定められており、また、各競技会計は独立採算制を原則とする。各競技への競技補助金の分配については、過去の事例を参考にする等により、その都度運営委員会の判断で競技補助金の分配を行う。運営委員会の判断で申請、分配を認め、認可された場合は小委員会・定例評議委員会・定例理事会にて審議にかけ、申請を認めるものとする。なお、競技補助金の申請があった場合、交付の有無に関わらず記録を残し、事例集として次年度以降の参考資料とすべく、蓄積していくこととする。

(4)競技補助金の申請条件

競技補助金の申請は、分担金または競技参加費の増額をした上でなお、各競技で賄えないと予想されうるときおよび決算時申請のみ可能である。申請可能な項目としては、原則、当年度のみの例外的な会場費、実行委員派遣費の増額に限ることとする。ただし、冷房費に関しては会場費に含まれるものとし、会場費の申請として冷房費単独での申請は認めないこととする。

決算時申請に関しては、明らかに予測不可能な支出の増大によって、予算を大幅に上回る支出となった競技にのみ認めることとする。

(5)競技補助金の使用

競技補助金を使用する各競技の責任者は、申請の際に競技補助金が連盟からの貴重な財源で賄われるものであることに留意し、競技補助金が交付された目的に従って使用するよう努めなければならない。

運営資金の使用にあたっては、申請に伴い増額した分担金または競技参加費から優先的に使用することとする。競技

補助金の交付を受けたものの、交付された目的の遂行に競技補助金が必要でなくなった場合は連盟から交付された競技補助金を連盟に返還しなくてはならない。また、交付された目的の遂行に競技補助金が必要でないと運営本部が判断した場合、交付された競技補助金の全額あるいは一部を連盟に返還することを運営本部は命ずることができる。なお、競技補助金の交付を受けたものの、一部の使用に留まった場合は、競技補助金の残りの金額を連盟に返還しなくてはならない。

競技補助金の交付を受けた競技は、小委員会・定例評議委員会・定例理事会において競技補助金使用の報告（フィードバック）をしなければならない。報告には競技補助金が競技運営に与えた影響、競技補助金制度に対する意見を含めることとする。

この報告により、その競技の競技補助金使用が交付の決定の内容に従って遂行されていないと認めるときも、交付された競技補助金の全額あるいは一部を連盟に返還することを運営本部は命ずることができる。さらに、競技補助金の使用が不正と認められる場合には、その競技に対して次年度以降の競技中止を運営本部は命ずることができる。中止となった競技が次次年度以降の大会において復帰するための条件としては、定例評議委員会・定例理事会において過半数で承認された場合に限ることとする。

東日本医科学生総合体育大会総合補償制度

〈東日本医科学生体育大会総合補償制度運用〉

第1条 参加者補償制度

（給付規定は別にこれを定める）

1 補償の対象者

- ①最終エントリーを終了し、登録された選手ならびにマネージャー（以後選手、マネージャーとかく）
- ②選手以外の大会開催中の関係者（審判員、補助員、派遣医師）

2 対象となる事故

競技中および競技会場への往復途上に発生した事故

3 適用範囲

本制度の適用範囲は、第1項および第2項を原則とするが、評議委員会及び理事会の決定はこれに優先する。

4 補償給付金

受取人は、対象者又はその相続人とする。

第2条 その他の主催者の補償

東日本医科学生体育連盟が東医体の開催にあたり、主催者として大会運営遂行に伴い、主催者責任を被る事故が発生した場合の補償を含む。

第3条（補償金額および支払方法）補償金額およびその支払い方法は、その年度の主管代表校が決定し、評議委員会および理事会の承認を得るものとする。

第4条（制度運営費収支に関する黒字分および支出金額）その年度の制度運営費収支業務の黒字分は、東日本医科学生体育連盟基金へ繰り入れるものとする。また、総合補償制度の目的の達成において必要な支出がある場合は、連盟基金から使用を可とするが、その評議委員会および理事会の承認を得るものとする。

第5条（制度運営費徴収金額および徴収方法）制度運営費徴収金額および徴収方法はその年度の主管代表校が決定し、評議委員会および理事会の承認を得るものとする。

第6条（運営）本制度の実施運営は主管代表校に一任する。

第7条（責任者）本制度の運用責任者は運営委員長とする。

第8条（運用報告）本制度運用における報告は大会終了後の評議委員会に報告書を提出し承認を得る。

附 則

本制度の発効は、第59回大会よりとする。

主将会議規程

第1条（目的）主将会議は、東日本医科学生総合体育大会規約第10条に基づき各競技に関する諸問題を審議、報告する会議である。

第2条（構成員）主将会議は、各競技参加運動部主将で構成する。

第3条（召集）定例主将会議は、当年度主管校の各競技実行委員が毎年2回、これを召集する。

2 臨時主将会議は、当年度主管校の各競技実行委員長が必要と認めた場合、これを召集できる。また、各競技実行委員長は、当該競技主将の3分の1以上による要請があれば、これを召集しなければならない。

3 主将会議を召集するには、各競技実行委員長は、当該競技各主将に対し、開催場所および日時並びに会議に付議

する事項を通知しなければならない。

第4条（議長）主将会議の議長は、当年度当該競技実行委員の中から互選される。

第5条（主将会議定足数および議決）主将会議は、各競技主将の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、委任状提出者は定足数に加える。

2 委任状の委任先は議長または自大学代理出席者に限る。

3 委任状提出先は議長に限る。

4 主将会議の議決権は、各大学主将が有し、各加盟大学につき1票とする。ただし、委任状の委任先が自大学代理出席者の場合、自大学代理出席者は議決権を有する。議長は委任されるされないにかかわらず、議決権を有さない。

5 主将会議の議事は、自大学代理出席者を含めた議場に出席している主将の過半数で決し、可否同数の時のみ議長の決するところによる。

第6条（主将会議審議および報告事項）主将会議の審議および報告事項は以下のとおりとする。

(1) 競技開催に必要な事項

(2) 新規参加・不参加

(3) 得点配分

(4) 予算および決算

(5) 次々年度主管適任校の選考

(6) 移管の決定および移管委託校の選出

(7) その他重要事項

附 則

この規定は、第37回大会より適用する。

東医体登録費

第59回大会より東医体登録費を単位数あたり750円とする。

細 則

1. 本大会の略称は東医体とする。

2. 本大会の大会旗は昭和38年度第2回定例評議会において制定されたものとする。（作成は昭和39年度に行うものとする。）

3. （昭和40年度臨時評議委員会の決定により削除）

4. 東北大学医学部薬学科の参加資格は、昭和39年度に限りこれを認める。

5. 第9回大会以降の山岳部門の会期は8月15日～8月30日の間とする。

6. （昭和63年度第3回定例評議委員会、理事会の決定により削除）

申し送り事項

1. 東医体開催期間

東医体の開催は原則として8月上半期とする。また開催期間については前年度定例評議委員会、理事会で報告するものとする。なお、2020年はこの限りではない。

2. 東医体期間外開催

期間外開催に関しては、まず主将会議での全会一致で承認を得る。さらに原則として前年度第2回定例評議委員会と理事会で競技実行委員長が説明をして承認を得る。前年度第2回定例評議委員会と理事会に間に合わない場合は、評議委員会に関しては評議委員長が評議委員の承諾を得て、理事会は理事長が理事の承認を得なければならない。主将会議、評議委員会または理事会での承認が得られない場合は、競技主管を移管し期間内に開催する。（主将会議では必ず議事録を作成することを付記します。）

3. 広告の禁止

4. 運営委員会は定例・臨時会議資料を各加盟大学へ配布し（保管しやすい形で）、大学は主管代表校となるまでそれを保管する。